



『富士山』 撮影場所：甲武信ヶ岳 撮影者：楢橋信一

SASAKI SOKEN GROUP

代表 佐々木 直隆

株式会社 佐々木 総研
西日本 税理士 法人
西日本 社会保険 労務士 法人
株式会社 M&C パートナーコンサルティング
株式会社 タクト

〒805-0021

北九州市八幡東区石坪町 10-13

TEL: 093-651-5533

FAX: 093-652-2550

URL: <http://www.sasakigp.co.jp>



国税庁より、個人が企業発行ポイントを取得又は使用した場合の取扱いが示されました

買い物をした際、企業発行ポイントの付与を受けることがあります。このポイントは、次回以降の買い物の際に、1ポイント1円に換算して、決済代金の値引きや景品との交換などに使用できるものとします。

次回以降の買い物の際にこのポイントを使用した場合、**取得又は使用したポイントについて、原則として、確定申告をする必要はありません。**ただし、ポイント付与の抽選キャンペーンに当選するなどして**臨時・偶発的に取得したポイントを使用した場合には、その使用したポイント相当額を使用した日の属する年分の一時所得の金額の計算上、総収入金額に算入しなければいけません。**

また、ポイントを使用して医薬品購入の決済代金の値引きを受けた場合など、所得控除の対象となる支出にポイントを使用したことが明らかな場合には、

- ① ポイント使用後の支払金額を基に所得控除額を計算する方法
- ② ポイント使用前の支払金額を基に所得控除額を計算するとともに、ポイント使用相当額を一時所得の総収入金額として算入する方法

のいずれかの方法により、所得金額及び所得控除額を計算することになります。

(税務会計4課 左藤 祐依)

相続税における生命保険金等の非課税枠とは

生命保険には、相続税法上、「非課税枠」というものがあります。これは下記のような条件に該当する生命保険金等について適用されます。

- 被保険者の死亡によって取得した生命保険金であること
- その掛け金を被保険者(亡くなられた方)自身が負担していること

非課税となる許容額は、下記の算出で求められる金額と定められています。

- $500 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数} = \text{生命保険金額等の非課税枠}$

右の図のような家族で考えてみましょう。

妻と子2人の計3名が法定相続人となりますので

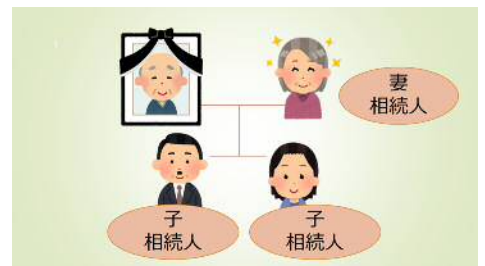
$500 \text{ 万円} \times 3 \text{ 人} = 1500 \text{ 万円}$ ……生命保険金額等の非課税枠となります。

つまり、「自分の死後、誰に渡すか決まっている現預金」について、**少なくとも非課税枠の範囲内であれば、生命保険に換えておいた方が相続税の節税になりやすい、**ということが言えます。

払うと戻ってくることのない税金、少しでも少なくする手段があるとすれば、検討する余地があるのではないのでしょうか。これを機会にご自身とご家族の保険がどうなっているのか、再確認いただく事をお勧めいたします。

弊社では保険証券等の整理業務も承っておりますので、お気軽に担当者にご相談ください。

(ライフプラン・リスクマネジメント課マネジャー 弓削 貴裕)



2019年（令和元年）分の確定申告の変更点は？

2019年（令和元年）分の確定申告の改正点の一つに、スマートフォンでの確定申告の適用範囲の拡大があります。

給与所得者に関しては2ヶ所以上から収入を得ている方や、一時所得、公的年金等やその他の雑所得も申告できるようになりました。加えて、所得控除に関してはすべての所得控除が対応可能になりました。

現時点では個人の事業主の方には利用できないのですが、会社勤めの方などは便利になるのではないのでしょうか。

項目	平成30年分	令和元年分
収入	給与所得（年末調整済1か所）	給与所得（年末調整済1か所、年末調整未済、2か所以上に対応）公的年金等、その他雑所得、一時所得
所得控除	医療費控除、寄附金控除	全ての所得控除
税額控除	政党等寄附金等特別控除	政党等寄附金等特別控除、災害減免額
その他		予定納税額、本年分で差し引く繰越損失額、財産債務調書（案内のみ）

（国税庁ホームページより）

また、少し気が早いですが2020年（令和2年）分の確定申告からの大きな変更点のひとつに「基礎控除額の引き上げ」と「青色申告特別控除額の変更」があります。「基礎控除額」は現行の38万円が改正後は48万円となり10万円引き上げられます。一方、「青色申告特別控除額」については65万円が55万円に引き下げられますが、**現行の65万円の要件に加えて電子申告又は電子帳簿保存を行うと、引き続き65万円の控除が受けられます。**

いずれにしましても、紙媒体の申告ではなく、電子による申告・保存が求められていくようです。

（税務会計4課 シニアコンサルタント 江口 裕子）

直系尊属から住宅取得資金の贈与を受けた場合の非課税

この制度は平成27年1月1日から令和3年12月31日までの間に、**父母や祖父母など直系尊属からの贈与により、住宅用の家屋の新築、取得又は増改築等の対価に充てるための金銭を取得した場合において、一定の要件を満たすときは、次の非課税限度額までの金額について、贈与税が非課税となります。**

住宅用家屋の新築等に係る契約の締結日	省エネ等住宅	左記以外の住宅
平成31年4月1日～令和2年3月31日	3,000万円	2,500万円
令和2年4月1日～令和3年3月31日	1,500万円	1,000万円
令和3年4月1日～令和3年12月31日	1,200万円	700万円

※住宅用の家屋の新築等に係る対価等の額に含まれる消費税等の税率が10%の場合
上記の非課税限度額以外に【受贈者の要件】、【住宅用の家屋の新築、取得又は増改築等の場合】など適用するのに条件がございます。

確定申告の時期になり、個人の財産を見直す機会に一度検討されてみてはいかがでしょうか。

（税務会計2課マネジャー 重松 悠紀）

2020年2月

2月1日	土	
2月2日	日	
2月3日	月	社内会議 ※電話が繋がりにくい場合があります。
2月4日	火	
2月5日	水	
2月6日	木	
2月7日	金	
2月8日	土	
2月9日	日	
2月10日	月	◎源泉所得税の納付
2月11日	火	建国記念の日
2月12日	水	
2月13日	木	
2月14日	金	
2月15日	土	
2月16日	日	
2月17日	月	所得税の確定申告（～3月16日）
2月18日	火	
2月19日	水	
2月20日	木	
2月21日	金	
2月22日	土	
2月23日	日	天皇誕生日
2月24日	月	
2月25日	火	
2月26日	水	
2月27日	木	
2月28日	金	
2月29日	土	★健保・厚生年金保険料の納付は3/2

2020年3月

3月1日	日	
3月2日	月	社内会議 ※電話が繋がりにくい場合があります。
3月3日	火	
3月4日	水	
3月5日	木	
3月6日	金	
3月7日	土	
3月8日	日	
3月9日	月	
3月10日	火	◎源泉所得税の納付
3月11日	水	
3月12日	木	
3月13日	金	
3月14日	土	
3月15日	日	
3月16日	月	所得税の確定申告期限
3月17日	火	
3月18日	水	
3月19日	木	
3月20日	金	
3月21日	土	春分の日
3月22日	日	
3月23日	月	
3月24日	火	
3月25日	水	
3月26日	木	
3月27日	金	
3月28日	土	
3月29日	日	
3月30日	月	
3月31日	火	★健保・厚生年金保険料の納付



【北九州オフィス】
〒805-0021北九州市八幡東区石坪町10-13
TEL 093-651-5533 FAX 093-652-2550
【福岡オフィス】
〒812-0011福岡市博多区博多駅前1-5-1-7階
TEL 092-472-1155 FAX 092-472-1177